

## 世田谷区公契約適正化委員会（第3回）次第

平成27年12月7日（月）午後3時半～

場所：世田谷区役所第1庁舎2階入札室

1．開会

2．議題

（1）労働報酬専門部会からの報告

（2）中間報告に向けて

（3）その他

3．閉会

## 諮 問

### 公契約の適正な履行を確保するために必要な施策について

### 区内産業の振興及び地域経済の活性化を図るための入札制度改革について

世田谷区は、公契約について、その時々为社会経済情勢を踏まえ、競争性、経済性、公平性、公正性、透明性、履行の質の確保などを目的として、必要な制度改革を行ってきました。

一方、公共事業を巡る事業者間の競争は激しく、事業者が置かれた厳しい経営環境や、不安定な雇用によって低賃金労働者が出現するなど、労働条件の悪化も顕著となりました。近年、建設需要の拡大から一時より改善の兆しがあるものの、若い就労者を次世代の担い手として確保できない状況は続いています。

さらに、高齢化や若年層入職者の激減に伴う技能労働者の不足は、中長期的な視点から、放置することができない課題となっており、今後益々増大することが想定される公共施設のメンテナンス工事をはじめ、公共事業の品質確保のためにも直ちにその対策に取り組まねばならない状況にあります。

公契約条例には「労働報酬下限額」を定めることにしました。事業者には適正なチェックシート提出を求める一方、これを遵守するように促し、特定の罰則を設けていません。条例がつくる新たな手続きや実務の中で、実効性のある運用をいかに定着させていけるかが大きな課題であります。

一方で区は、事業者の経営環境が改善され、労働条件の改善と車の両輪となる入札制度改革を推進していきます。この改革を狭義の入札条件のみにとどめず、公契約のあり方や地域貢献など多角的にとらえ、よって地域循環型経済の中で事業者が発展していくことを望みます。事業者が安定した状況に置かれることで、適正な賃金の支払いなど労働者の労働条件が守られ、もって、公共事業の品質が確保され、最終的には区民の福祉が増進されることを目指しているところです。

こうした意味をこめて、条例第6条第2項の規定に基づき、「公契約の適正な履行を確保するために必要な施策に関する事」及び「区内産業の振興及び地域経済の活性化を図るための入札制度改革に関する事」について諮問いたします。

平成27年5月25日

世田谷区長

保 坂 展 人